

関係者説明会を開催する関係住民の範囲について

事業区分	関係住民
1,000 平方メートルを超える土地造成及び、環境悪化を招くおそれのある工場等、並びに温泉掘削の事業	(1) 当該事業施行地に係る隣接土地所有者 (2) 当該事業施行地に係る進入路等として利用する道路の関係者 (3) 当該事業給排水に係る施設の関係者 (4) その他市長が特に必要と認められる者
廃棄物の処理等の事業及び、へい獣等の処理事業	(1) 当該事業施行地に係る隣接土地所有者 (2) 当該事業施行地に係る進入路等として利用する道路の関係者 (3) 当該事業給排水に係る施設の関係者 (4) おおむね、当該事業施行地の境界から 500 メートル以内の範囲の地域に居住する者及び建築物の所有者並びに占有者 (5) その他市長が特に必要と認められる者